

令和5年度 第1回

国民健康保険運営協議会議案

日時 : 令和5年5月30日(火) 午後6時30分～

場所 : 帯広市役所10階第6会議室

目 次

諮 問

1 令和5年度国民健康保険料率について…………… P1

2 説明資料

(1) 令和5年度国民健康保険料率算定の考え方……………P2

(2) 前年比較表……………P3

(3) モデルケース別・所得金額別保険料……………P5

(4) 積算内訳

①医療保険分(一般)……………P6

②後期高齢者支援金分(一般)……………P7

③介護納付金分(2号被保険者)……………P8

(5) 標準保険料率との比較

①医療保険分(一般)……………P9

②後期高齢者支援金分(一般)……………P10

③介護納付金分(2号被保険者)……………P11

諮 問

1 令和5年度国民健康保険料率について

① 医療保険分(一般)

区 分	令和5年度
所得割	7.69%
被保険者 均等割	26,920円
世帯別 平等割	26,640円

② 後期高齢者支援金分(一般)

区 分	令和5年度
所得割	2.60%
被保険者 均等割	9,110円
世帯別 平等割	9,020円

③ 介護納付金分(2号被保険者)

区 分	令和5年度
所得割	1.85%
被保険者 均等割	9,830円
世帯別 平等割	7,050円

2 説明資料

(1) 令和5年度国民健康保険料率算定の考え方

①都道府県単位化に伴う算定方法の変更

○保険料水準の平準化

国保の運営に関する統一的な方針である「北海道国民健康保険運営方針」に基づき、帯広市は都道府県単位化に伴う保険料水準の統一に向け、令和6年度に標準保険料率と同様の賦課割合(所得割:均等割:平等割=47:32:21)となるよう、見直しています。

令和5年度の賦課割合は令和4年度から据え置き、段階的に隔年改定することとしています。

	令和5年度	令和4年度	増△減
所得割	48	48	改定なし
均等割	32	32	改定なし
平等割	20	20	改定なし

②保険料率算定に係るその他の制度改正

○賦課限度額

法定賦課限度額にあわせて改正

区 分	令和5年度	令和4年度	増△減
医療保険分	650,000円	650,000円	改定なし
後期高齢者支援金分	220,000円	200,000円	20,000円
介護納付金分	170,000円	170,000円	改定なし
合 計	1,040,000円	1,020,000円	20,000円

○低所得世帯に対する保険料法定軽減判定基準額の見直し

物価の上昇等に対応し、軽減判定基準額を引上げ

区分		基準額算定式
7割 軽減	新	変更なし
	旧	430,000円 +100,000円×(給与所得者等の数-1)
5割 軽減	新	430,000円+290,000円×被保険者数 +100,000円×(給与所得者等の数-1)
	旧	430,000円+285,000円×被保険者数 +100,000円×(給与所得者等の数-1)
2割 軽減	新	430,000円+535,000円×被保険者数 +100,000円×(給与所得者等の数-1)
	旧	430,000円+520,000円×被保険者数 +100,000円×(給与所得者等の数-1)

(2) 前年比較表

① 医療保険分(一般)

区 分		令和5年度	令和4年度	増△減	
所 得 割		7.69%	7.41%	0.28ポイント	
被 保 険 者 均 等 割		26,920円	26,010円	910円	
世 帯 別 平 等 割		26,640円	25,800円	840円	
賦 課 限 度 額		650,000円	650,000円	0円	
一人当たり賦課額		84,097円	81,267円	2,830円	3.48%
一人当たり 調定額	限度額未満世帯	56,953円	55,147円	1,806円	3.27%
	限度額到達世帯 含む全世帯	67,797円	66,174円	1,623円	2.45%

② 後期高齢者支援金分(一般)

区 分		令和5年度	令和4年度	増△減	
所 得 割		2.60%	2.56%	0.04ポイント	
被 保 険 者 均 等 割		9,110円	8,690円	420円	
世 帯 別 平 等 割		9,020円	8,620円	400円	
賦 課 限 度 額		220,000円	200,000円	20,000円	
一人当たり賦課額		28,456円	27,140円	1,316円	4.85%
一人当たり 調定額	限度額未満世帯	19,279円	18,356円	923円	5.03%
	限度額到達世帯 含む全世帯	22,937円	22,105円	832円	3.76%

③ 介護納付金分(2号被保険者)

区 分		令和5年度	令和4年度	増△減	
所 得 割		1.85%	1.74%	0.11ポイント	
被 保 険 者 均 等 割		9,830円	9,600円	230円	
世 帯 別 平 等 割		7,050円	6,910円	140円	
賦 課 限 度 額		170,000円	170,000円	0円	
一人当たり賦課額		30,697円	29,995円	702円	2.34%
一人当たり 調定額	限度額未満世帯	20,321円	19,264円	1,057円	5.49%
	限度額到達世帯 含む全世帯	25,195円	24,727円	468円	1.89%

賦課限度額・一人当たり保険料(3区分合計)

区 分		令和5年度	令和4年度	増△減	
所 得 割		12.14%	11.71%	0.43ポイント	
被 保 険 者 均 等 割		45,860円	44,300円	1,560円	
世 帯 別 平 等 割		42,710円	41,330円	1,380円	
賦 課 限 度 額		1,040,000円	1,020,000円	20,000円	
1 人 当 たり 賦 課 額		143,250円	138,402円	4,848円	3.50%
一人当たり 調定額	限度額未満世帯	96,553円	92,767円	3,786円	4.08%
	限度額到達世帯 含む全世帯	115,929円	113,006円	2,923円	2.59%

<参考>

1世帯当たり賦課額	207,011円	200,340円	6,671円	3.33%
1世帯当たり調定額	167,394円	163,488円	3,906円	2.39%

○保険料前年対比負担増の主な要因

- ・北海道全体の納付金の増（医療費の増等）

○帯広市の負担抑制策

- ・臨時的な納付金の増に対する基金からの繰入れ（113,000千円）

(3)モデルケース別・所得金額別保険料

(単位:円)

所得金額		0円	50万円	100万円	150万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
(参考) 収入金額	給与収入	55万円以下	105万円	155万円	226万円	297万円	430万円	555万円	678万円	789万円	895万円	995万円	1,095万円
	年金収入	110万円以下	160万円	210万円	260万円	310万円	434万円						
単身世帯 介護なし	R4保険料	⑦ 20,600	⑤ 41,400	125,900	175,700	225,600	325,300	425,000	524,700	624,400	724,100	812,700	850,000
	R5保険料	⑦ 21,400	⑤ 42,900	130,200	181,700	233,100	336,000	438,900	541,800	644,700	747,600	850,500	870,000
	差額	800	1,500	4,300	6,000	7,500	10,700	13,900	17,100	20,300	23,500	37,800	20,000
	改定率	3.88%	3.62%	3.42%	3.41%	3.32%	3.29%	3.27%	3.26%	3.25%	3.25%	4.65%	2.35%
単身世帯 介護あり	R4保険料	⑦ 25,500	⑤ 50,800	152,300	210,800	269,400	386,500	503,600	620,700	737,800	854,900	960,900	1,015,600
	R5保険料	⑦ 26,400	⑤ 52,600	157,600	218,300	279,000	400,400	521,800	643,200	764,600	886,000	1,007,400	1,040,000
	差額	900	1,800	5,300	7,500	9,600	13,900	18,200	22,500	26,800	31,100	46,500	24,400
	改定率	3.53%	3.54%	3.48%	3.56%	3.56%	3.60%	3.61%	3.62%	3.63%	3.64%	4.84%	2.40%
2人世帯 介護なし	R4保険料	⑦ 31,100	⑤ 58,700	⑤ 108,600	210,400	260,200	359,900	459,600	559,300	659,000	758,700	838,700	850,000
	R5保険料	⑦ 32,200	⑤ 61,000	⑤ 112,400	② 196,200	269,200	372,100	475,000	577,900	680,800	783,700	870,000	870,000
	差額	1,100	2,300	3,800	△ 14,200	9,000	12,200	15,400	18,600	21,800	25,000	31,300	20,000
	改定率	3.54%	3.92%	3.50%	△ 6.75%	3.46%	3.39%	3.35%	3.33%	3.31%	3.30%	3.73%	2.35%
2人世帯 介護2人	R4保険料	⑦ 38,900	⑤ 72,900	⑤ 131,500	255,100	313,600	430,700	547,800	664,900	782,000	899,100	996,500	1,020,000
	R5保険料	⑦ 40,200	⑤ 75,600	⑤ 136,300	② 237,300	324,900	446,300	567,700	689,100	810,500	931,900	1,036,700	1,040,000
	差額	1,300	2,700	4,800	△ 17,800	11,300	15,600	19,900	24,200	28,500	32,800	40,200	20,000
	改定率	3.34%	3.70%	3.65%	△ 6.98%	3.60%	3.62%	3.63%	3.64%	3.64%	3.64%	3.65%	4.03%
3人世帯 介護2人	R4保険料	⑦ 49,300	⑤ 90,400	⑤ 148,900	② 256,900	348,300	465,400	582,500	699,600	816,700	931,000	1,007,800	1,020,000
	R5保険料	⑦ 51,100	⑤ 93,500	⑤ 154,300	② 266,200	② 326,900	482,300	603,700	725,100	846,500	967,900	1,036,700	1,040,000
	差額	1,800	3,100	5,400	9,300	△ 21,400	16,900	21,200	25,500	29,800	36,900	28,900	20,000
	改定率	3.65%	3.43%	3.63%	3.62%	△ 6.14%	3.63%	3.64%	3.64%	3.64%	3.65%	3.96%	2.87%
4人世帯 介護2人	R4保険料	⑦ 59,700	⑤ 107,700	⑤ 166,200	⑤ 224,800	② 343,200	500,100	617,200	734,300	851,400	957,000	1,007,800	1,020,000
	R5保険料	⑦ 61,800	⑤ 111,600	⑤ 172,300	⑤ 233,000	② 355,600	518,300	639,700	761,100	882,500	1,003,900	1,036,700	1,040,000
	差額	2,100	3,900	6,100	8,200	12,400	18,200	22,500	26,800	31,100	46,900	28,900	20,000
	改定率	3.52%	3.62%	3.67%	3.65%	3.61%	3.64%	3.65%	3.65%	3.65%	3.65%	4.90%	2.87%
4人世帯 介護2人 未就学児2人	R4保険料	⑦ 49,300	⑤ 90,400	⑤ 148,900	⑤ 207,500	② 315,500	465,400	582,500	699,600	816,700	931,000	1,007,800	1,020,000
	R5保険料	⑦ 51,100	⑤ 93,500	⑤ 154,300	⑤ 214,900	② 326,900	482,300	603,700	725,100	846,500	967,900	1,036,700	1,040,000
	差額	1,800	3,100	5,400	7,400	11,400	16,900	21,200	25,500	29,800	36,900	28,900	20,000
	改定率	3.65%	3.43%	3.63%	3.57%	3.61%	3.63%	3.64%	3.64%	3.64%	3.65%	3.96%	2.87%

※表内に丸数字があるものは法定軽減に該当するケースであり、数字は軽減の割合であるもの(⑦⇒7割軽減、⑤⇒5割軽減、②⇒2割軽減)

※収入金額は、収入がある者が世帯で1人と仮定した場合の、所得額に対応する収入額であるもの(年金収入は65歳以上の被保険者として試算)

(4) 積算内訳

① 医療保険分(一般)

(i) 被保険者の状況

区 分	総数	特定世帯		算定上の数値
		特定世帯	特定継続世帯	
世帯数	20,582	1,371	223	19,841
被保険者数	31,416			31,416

(ii) 被保険者の所得状況

区 分	所得額
基準総所得	21,330,496 千円
限度超過所得	4,832,425 千円
賦課標準所得	16,498,071 千円

(iii) 基礎賦課総額の算定

(単位:千円)

区分	納付金 ①	個別歳出 ②	個別歳入 ③	保険料収納 必要額④ ①+②-③	法定軽減・減免分⑥	
					保険料分⑤	法定軽減・減免分⑥
金額	3,337,079	202,340	1,052,872	2,486,547	1,956,494	530,053

予定収納率 ⑦	保険料 調定額⑧ ⑤÷⑦	賦課総額 ⑨ ⑥+⑧	1人当たり 賦課額	1世帯当たり 賦課額
92.64%	2,111,932	2,641,985	84,097円	128,364円

(iv) 基礎賦課額の保険料率の算定

(単位:千円)

区 分	所得割総額	被保険者 均等割総額	世帯別 平等割総額	基礎賦課 総額
賦課割合 a	48/100	32/100	20/100	100/100
基礎賦課総額 b=⑨×a	1,268,153	845,435	528,397	2,641,985
保険料率 c	7.69%	26,920円	26,640円	-

(v) 一人当たり保険料

		令和5年度	令和4年度	増△減	増減率
賦課額	限度額超過 世帯含む	84,097円	81,267円	2,830円	3.48%
調定額	賦課限度額 未満世帯	56,953円	55,147円	1,806円	3.27%
	限度額超過 世帯含む	67,797円	66,174円	1,623円	2.45%

② 後期高齢者支援金分(一般)

(i) 被保険者の状況

区 分	総数			算定上の数値
		特定世帯	特定継続世帯	
世 帯 数	20,582	1,371	223	19,841
被保険者数	31,416			31,416

(ii) 被保険者の所得状況

区 分	所 得 額
基準総所得	21,330,496 千円
限度超過所得	4,828,179 千円
賦課標準所得	16,502,317 千円

(iii) 基礎賦課総額の算定

(単位:千円)

区分	納付金 ①	個別歳出 ②	個別歳入 ③	保険料収納 必要額④ ①+②-③		
					保険料分⑤	法定軽減 ・減免分⑥
金 額	963,091	2,321	125,303	840,109	661,561	178,548

予定収納率 ⑦	保険料 調定額⑧ ⑤÷⑦	賦課総額 ⑨ ⑥+⑧	1人当たり 賦課額	1世帯当たり 賦課額
92.47%	715,433	893,981	28,456円	43,435円

(iv) 基礎賦課額の保険料率の算定

(単位:千円)

区 分	所得割総額	被保険者 均等割総額	世帯別 平等割総額	基礎賦課 総額
賦課割合 a	48/100	32/100	20/100	100/100
基礎賦課総額 b=⑨×a	429,111	286,074	178,796	893,981
保険料率 c	2.60%	9,110円	9,020円	-

(v) 一人当たり保険料

		令和5年度	令和4年度	増△減	増減率
賦課額	限度額超過 世帯含む	28,456円	27,140円	1,316円	4.85%
調定額	賦課限度額 未満世帯	19,279円	18,356円	923円	5.03%
	限度額超過 世帯含む	22,937円	22,105円	832円	3.76%

③ 介護納付金分(2号被保険者)

(i) 被保険者の状況

区 分	総数			算定上の数値
		特定世帯	特定継続世帯	
世帯数	8,581			8,581
被保険者数	9,843			9,843

(ii) 被保険者の所得状況

区 分	所得額
基準総所得	9,820,243 千円
限度超過所得	1,987,654 千円
賦課標準所得	7,832,589 千円

(iii) 基礎賦課総額の算定

(単位:千円)

区分	納付金 ①	個別歳出 ②	個別歳入 ③	保険料収納 必要額④ ①+②-③	基礎賦課総額	
					保険料分⑤	法定軽減・ 減免分⑥
金額	321,726	854	44,530	278,050	222,076	55,974

予定収納率 ⑦	保険料 調定額⑧ ⑤÷⑦	賦課総額 ⑨ ⑥+⑧
90.21%	246,177	302,151

1人当たり 賦課額	1世帯当たり 賦課額
30,697円	35,212円

(iv) 基礎賦課額の保険料率の算定

(単位:千円)

区 分	所得割総額	被保険者 均等割総額	世帯別 平等割総額	基礎賦課 総額
賦課割合 a	48/100	32/100	20/100	100/100
基礎賦課総額 b=⑨×a	145,032	96,688	60,431	302,151
保険料率 c	1.85%	9,830円	7,050円	-

(v) 一人当たり保険料

		令和5年度	令和4年度	増△減	増減率
賦課額	限度額超過 世帯含む	30,697円	29,995円	702円	2.34%
	賦課限度額 未満世帯	20,321円	19,264円	1,057円	5.49%
調定額	限度額超過 世帯含む	25,195円	24,727円	468円	1.89%

(5) 標準保険料率との比較

① 医療保険分(一般)

保健事業費
保険料還付金など

収納必要額+軽減・減免額
=2,486,547千円

収納必要額÷収納率
=2,111,932千円(調定額)

令和5年度保険料率	<p>納付金 3,337,079千円</p> <p>+ 個別歳出等 202,340千円</p> <p>- 個別歳入等 1,052,872千円</p> <p>国・道補助金、一般会計繰入金 過年度保険料、基金など</p>	<p>保険料 収納必要額 1,956,494千円</p> <p>保険料法定軽減額・減免額 530,053千円</p>	<p>予定 収納率 92.64%</p>	<p>賦課総額 2,641,985千円</p> <p>1人当たり 84,097円</p>	<p>× 48% = 所得割 1,268,153千円</p> <p>× 32% = 均等割 845,435千円</p> <p>× 20% = 平等割 528,397千円</p> <p>算定上の世帯数 19,841世帯</p>	<p>÷ 賦課標準所得 16,498,071千円</p> <p>÷ 被保険者数 31,416人</p> <p>÷ 世帯数 20,582世帯</p> <p>特定世帯 1,371世帯</p> <p>特定継続世帯 223世帯</p> <p>※平等割は、特定世帯は1/2、特定継続世帯は3/4として算定</p>	<p>= 所得割 7.69%</p> <p>= 均等割 26,920円</p> <p>= 平等割 26,640円</p>
	道からの通知額	標準保険料率で見込まれていない経費や算定可能な補助金等を算入	賦課総額を精緻化するため、法定軽減・減免額を区分して算定	令和元~令和3年度の実績値の最大収納率	法定軽減・減免分を除いた額に収納率を乗じて算定することで、賦課総額を精緻化	「国民健康保険料水準の統一に向けた保険料賦課割合改定に関する方針」に基づく賦課割合	【所得】令和5年4月1日現在の被保険者の所得を基準に被保険者数の増減を勘案した推計値 【被保険者数・世帯数】標準保険料率算定時に道から示された推計値
標準保険料率	<p>納付金 3,337,079千円</p> <p>+ 個別歳出等 178,532千円</p> <p>- 個別歳入等 915,454千円</p>	<p>納付金に個別の歳出・歳入を加減算して算定</p>	<p>予定 収納率 92.04%</p>	<p>賦課総額 2,825,029千円</p> <p>保険料軽減額 528,372千円</p>	<p>× 49% = 所得割 1,381,689千円</p> <p>× 31% = 均等割 866,944千円</p> <p>× 20% = 平等割 576,396千円</p>	<p>÷ 賦課標準所得 16,238,082千円</p> <p>÷ 被保険者数 31,416人</p> <p>÷ 世帯数 20,582世帯</p>	<p>= 所得割 8.51%</p> <p>= 均等割 27,596円</p> <p>= 平等割 28,005円</p>
	道からの通知額	国の基準等により算定することとされた経費や補助金・繰入金等のみを算入	納付金に個別の歳出・歳入を加減算して算定	令和元~令和3年度の実績値の3力年平均収納率	本来収納率の影響がない法定軽減分を含め収納率で割り返しているため、金額が膨らんでいる	帯広市の所得水準(全道平均レベル)や被保険者数・世帯数に基づき機械的に算定された賦課割合	【所得】令和4年度保険料当初賦課時点の所得に基づく推計値 【被保険者数・世帯数】令和4年8月までの被保険者数・世帯数を基準とした推計値

※特定世帯・特定継続世帯: 世帯員が国保から後期高齢者医療制度に移行した世帯で、国保加入者が1人となった世帯。移行後5年目までが特定世帯、6年~8年目までが特定継続世帯

② 後期高齢者支援金分(一般)

収納必要額+軽減・減免額
= 840,109千円

令和5年度保険料率	納付金 963,091千円 + 個別歳出等 2,321千円 - 個別歳入等 125,303千円		=	保険料 収納必要額 661,561千円 保険料法定軽 減額・減免額 178,548千円	÷	予定 収納率 92.47%	=	賦課総額 893,981千円 1人当たり 28,456円	×	48% 32% 20%	=	所得割 429,111千円 均等割 286,074千円 平等割 178,796千円	÷	賦課標準所得 16,502,317千円 被保険者数 31,416人 世帯数 20,582世帯 特定世帯 1,371世帯 特定継続世帯 223世帯	=	所得割 2.60% 均等割 9,110円 平等割 9,020円
	算定上の世帯数 19,841世帯													※平等割は、特定世帯は1/2、特定継続世帯は3/4として算定		
道からの通知額	歳出に過年度還付金を計上 歳入に過年度保険料と保険者支援制度分の繰入金を計上		賦課総額を精緻化するため、法定軽減・減免額を区分して算定	令和元~令和3年度の実績値の最大収納率	法定軽減・減免分を除いた額に収納率を乗じて算定することで、賦課総額を精緻化	「国民健康保険料水準の統一に向けた保険料賦課割合改定に関する方針」に基づく賦課割合		【所得】 令和5年4月1日現在の被保険者の所得を基準に被保険者数の増減を勘案した推計値 【被保険者数・世帯数】 標準保険料率算定時に道から示された推計値								
納付金	個別の歳入・歳出		収納必要額	予定収納率	賦課総額	賦課割合		算定基礎数値								
道からの通知額	歳入に過年度保険料と保険者支援制度分の繰入金を計上		納付金に個別の歳出・歳入を加減算して算定	令和元~令和3年度の実績値の3カ年平均収納率	本来収納率の影響がない法定軽減分を含め収納率で割り返しているため、金額が膨らんでいる	帯広市の所得水準(全道平均レベル)や被保険者数・世帯数に基づき機械的に算定された賦課割合		【所得】 令和4年度保険料当初賦課時点の所得に基づく推計値 【被保険者数・世帯数】 令和4年8月までの被保険者数・世帯数を基準とした推計値								
納付金 963,091千円	+ 個別歳出等 0千円	- 個別歳入等 122,504千円	= 保険料 収納必要額 840,587千円	÷ 予定 収納率 91.91%	= 賦課総額 914,577千円	×	49% 31% 21%	=	所得割 444,720千円 均等割 282,220千円 平等割 187,637千円	÷	賦課標準所得 16,508,825千円 被保険者数 31,416人 世帯数 20,582世帯	=	所得割 2.69% 均等割 8,983円 平等割 9,117円			

※特定世帯・特定継続世帯: 世帯員が国保から後期高齢者医療制度に移行した世帯で、国保加入者が1人となった世帯。移行後5年目までが特定世帯、6年~8年目までが特定継続世帯

③ 介護納付金分(2号被保険者)

収納必要額+軽減・減免額
=278,050千円

令和5年度 保険料率	<table border="1"> <tr> <td>納付金</td> <td>+</td> <td>個別歳出等 854千円</td> <td>=</td> <td>保険料 収納必要額 222,076千円</td> <td>÷</td> <td>予定 収納率 90.21%</td> <td>=</td> <td>賦課総額</td> <td>×</td> <td>48%</td> <td>=</td> <td>所得割 145,032千円</td> <td>÷</td> <td>賦課標準所得 7,832,589千円</td> <td>=</td> <td>所得割 1.85%</td> </tr> <tr> <td>321,726千円</td> <td>-</td> <td>個別歳入等 44,530千円</td> <td>=</td> <td>保険料法定軽 減額・減免額 55,974千円</td> <td>+</td> <td></td> <td>=</td> <td>1人当たり 30,697円</td> <td>×</td> <td>32%</td> <td>=</td> <td>均等割 96,688千円</td> <td>÷</td> <td>被保険者数 9,843人</td> <td>=</td> <td>均等割 9,830円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>×</td> <td>20%</td> <td>=</td> <td>平等割 60,431千円</td> <td>÷</td> <td>世帯数 8,581世帯</td> <td>=</td> <td>平等割 7,050円</td> </tr> </table>	納付金	+	個別歳出等 854千円	=	保険料 収納必要額 222,076千円	÷	予定 収納率 90.21%	=	賦課総額	×	48%	=	所得割 145,032千円	÷	賦課標準所得 7,832,589千円	=	所得割 1.85%	321,726千円	-	個別歳入等 44,530千円	=	保険料法定軽 減額・減免額 55,974千円	+		=	1人当たり 30,697円	×	32%	=	均等割 96,688千円	÷	被保険者数 9,843人	=	均等割 9,830円										×	20%	=	平等割 60,431千円	÷	世帯数 8,581世帯	=	平等割 7,050円	<p>歳出に過年度還付金を計上 歳入に過年度保険料と被保険者支援制度分の繰入金を計上</p> <p>賦課総額を精緻化するため、法定軽減・減免額を区分して算定</p> <p>令和元～令和3年度の実績値の最大収納率</p> <p>法定軽減・減免分を除いた額に収納率を乗じて算定することで、賦課総額を精緻化</p> <p>「国民健康保険料水準の統一に向けた保険料賦課割合改定に関する方針」に基づく賦課割合</p> <p>【所得】令和5年4月1日現在の被保険者の所得を基準に被保険者数の増減を勘案した推計値 【被保険者数・世帯数】標準保険料率算定時に道から示された推計値</p>
	納付金	+	個別歳出等 854千円	=	保険料 収納必要額 222,076千円	÷	予定 収納率 90.21%	=	賦課総額	×	48%	=	所得割 145,032千円	÷	賦課標準所得 7,832,589千円	=	所得割 1.85%																																				
321,726千円	-	個別歳入等 44,530千円	=	保険料法定軽 減額・減免額 55,974千円	+		=	1人当たり 30,697円	×	32%	=	均等割 96,688千円	÷	被保険者数 9,843人	=	均等割 9,830円																																					
									×	20%	=	平等割 60,431千円	÷	世帯数 8,581世帯	=	平等割 7,050円																																					
標準 保険料率	<table border="1"> <tr> <td>納付金</td> <td>+</td> <td>個別歳出等 0千円</td> <td>=</td> <td>保険料 収納必要額</td> <td>÷</td> <td>予定 収納率</td> <td>=</td> <td>賦課総額</td> <td>×</td> <td>53%</td> <td>=</td> <td>所得割 162,761千円</td> <td>÷</td> <td>賦課標準所得 8,411,345千円</td> <td>=</td> <td>所得割 1.94%</td> </tr> <tr> <td>321,726千円</td> <td>-</td> <td>個別歳入等 44,340千円</td> <td>=</td> <td>277,386千円</td> <td>÷</td> <td>89.64%</td> <td>=</td> <td>309,445千円</td> <td>×</td> <td>28%</td> <td>=</td> <td>均等割 87,644千円</td> <td>÷</td> <td>被保険者数 9,843人</td> <td>=</td> <td>均等割 8,904円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>保険料軽減額 51,083千円</td> <td>×</td> <td>19%</td> <td>=</td> <td>平等割 59,040千円</td> <td>÷</td> <td>世帯数 8,581世帯</td> <td>=</td> <td>平等割 6,880円</td> </tr> </table>	納付金	+	個別歳出等 0千円	=	保険料 収納必要額	÷	予定 収納率	=	賦課総額	×	53%	=	所得割 162,761千円	÷	賦課標準所得 8,411,345千円	=	所得割 1.94%	321,726千円	-	個別歳入等 44,340千円	=	277,386千円	÷	89.64%	=	309,445千円	×	28%	=	均等割 87,644千円	÷	被保険者数 9,843人	=	均等割 8,904円									保険料軽減額 51,083千円	×	19%	=	平等割 59,040千円	÷	世帯数 8,581世帯	=	平等割 6,880円	<p>歳出に退職被保険者の保険料軽減分を計上(実際に歳出はないが適切な料率算定のため加算) 歳入に過年度保険料と被保険者支援制度分の繰入金を計上</p> <p>納付金に個別の歳出・歳入を加減算して算定</p> <p>令和元～令和3年度の実績値の3カ年平均収納率</p> <p>本来収納率の影響がない法定軽減分を含め収納率で割り返しているため、金額が膨らんでいる</p> <p>帯広市の所得水準(全道平均レベル)や被保険者数・世帯数に基づき機械的に算定された賦課割合</p> <p>【所得】令和4年度保険料当初賦課時点の所得に基づく推計値 【被保険者数・世帯数】令和4年8月までの被保険者数・世帯数を基準とした推計値</p>
納付金	+	個別歳出等 0千円	=	保険料 収納必要額	÷	予定 収納率	=	賦課総額	×	53%	=	所得割 162,761千円	÷	賦課標準所得 8,411,345千円	=	所得割 1.94%																																					
321,726千円	-	個別歳入等 44,340千円	=	277,386千円	÷	89.64%	=	309,445千円	×	28%	=	均等割 87,644千円	÷	被保険者数 9,843人	=	均等割 8,904円																																					
								保険料軽減額 51,083千円	×	19%	=	平等割 59,040千円	÷	世帯数 8,581世帯	=	平等割 6,880円																																					
	納付金	個別の歳入・歳出	収納必要額	予定収納率	賦課総額	賦課割合	算定基礎数値																																														